

第1回滋賀県分収造林事業あり方検討委員会 出席者名簿

1. 委員

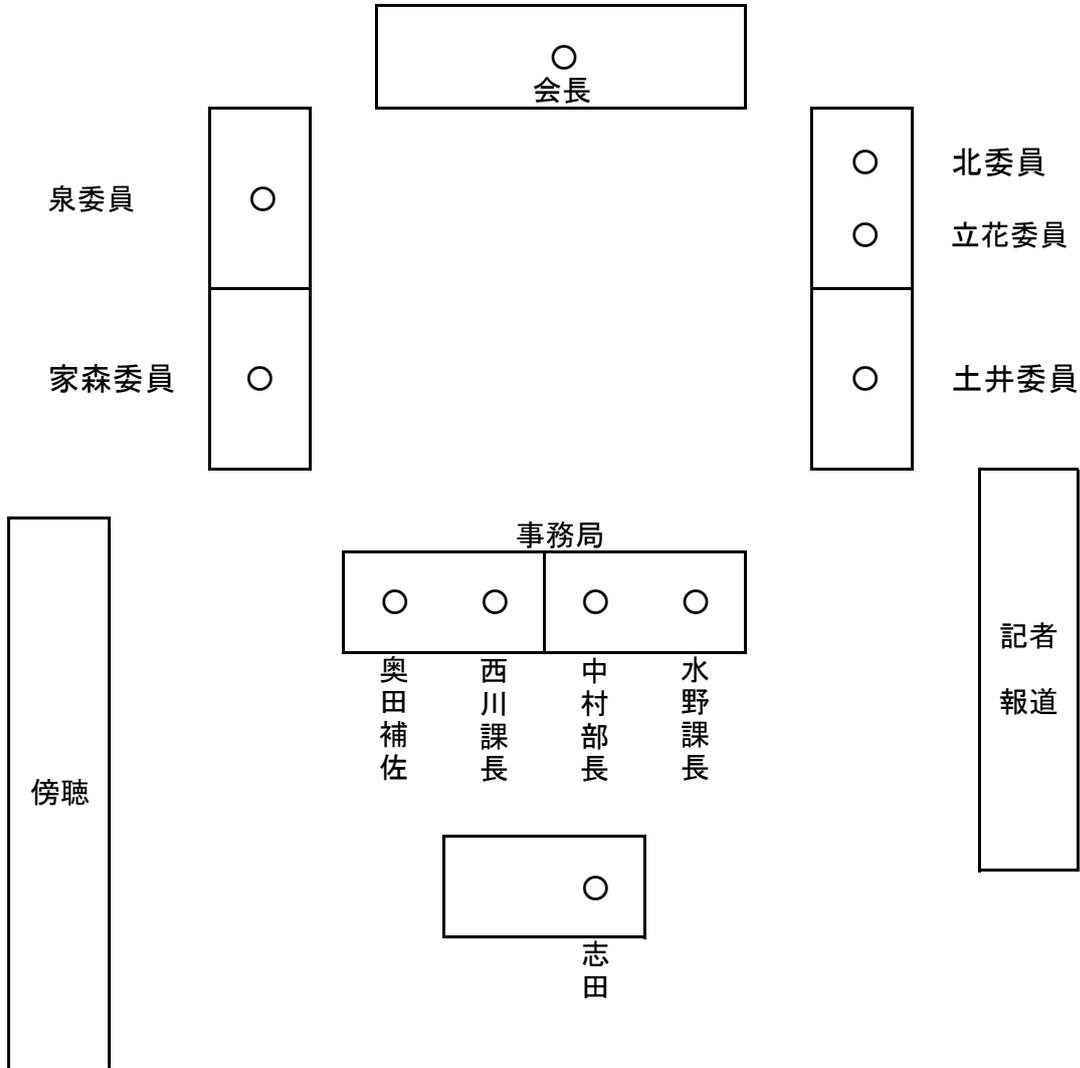
氏名	主な役職	出 欠
浅見 宣義	長浜市長	欠 席
泉 桂子	岩手県立大学総合学部教授	出 席
北 克憲	公認会計士	出 席
久保 久良	多賀町長	欠 席
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	出 席
土井 裕明	弁護士	出 席
新永 智士	(株)鹿児島総合研究所代表取締役社長	欠 席
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	出 席

2. 事務局

氏名	主な役職
中村 達也	滋賀県琵琶湖環境部長
西川 公也	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長
水野 梓	滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課長
奥田 貴司	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 課長補佐
志田 裕一	滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 主査

第1回分収造林事業あり方検討会 座席表

県庁北新館5-B



滋賀県分収造林事業あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

(委員)

第3条 検討会は、10人以内の委員をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 会長は、検討会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故がある場合、または会長が欠けた場合は、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から令和7年12月末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第1回

滋賀県分収造林事業 あり方検討会

琵琶湖環境部
森林政策課



目次

contents

1.	あり方検討会の概要	1
2.	造林公社の概要	4
3.	造林公社の歴史	5
4.	造林公社の経営状況	6
5.	長期収支見通し	11
6.	長期経営計画との乖離要因	14
7.	今後の検討の方向性	16

➤ 包括外部監査による指摘事項

○県が昨年度受検した包括外部監査において、公社の経営問題に対して、2点の重大な指摘事項

指摘事項①

長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬

中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。

中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。

また、造林公社の残債務が計画どおりに弁済されるのかについては、県民にとっても重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。

(包括外部監査報告書抜粋)

指摘事項②

将来的な債権回収額の大幅な下方修正の必要性

上述した問題点を踏まえて、監査人が長期収支見通しを一部修正した(但し、インフレ率、現状回復費用については、一旦考慮外としている)。修正後の債権回収額(令和5年度以降の弁済見通し)は約18億円~31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。

長期経営計画はその名のとおり「長期」の計画であって、その過程で木材需要の高まり、市場価格の変動、排出権取引(Jクレジット)の活発化、林業従事者の増加による作業許容量の増大といったポジティブな変化が生じる可能性は否定できない。しかしながら、過去に特定調停が行われ、既に1,000億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。

(包括外部監査報告書抜粋)

「滋賀県分収造林事業あり方検討会」を設置し、
造林公社のあり方を抜本的に見直すことを決断

➤ 滋賀県分収造林事業あり方検討会

滋賀県分収造林事業あり方検討会設置要綱 抜粋

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公社の長期収支見通し
- (2) 長期経営計画の検証と評価
- (3) 分収造林事業のあり方
- (4) 公社経営のあり方
- (5) その他、委員会の設置目的を達するために必要な事項

委員

氏名	主な役職	氏名	主な役職
立花 敏	京都大学大学院農学研究科教授	新永 智士	(株) 鹿児島総合研究所代表取締役社長
泉 桂子	岩手県立大学総合政策学部教授	土井 裕明	弁護士
家森 茂樹	滋賀県森林組合代表理事組合長	浅見 宣義	長浜市長
北 克憲	公認会計士	久保 久良	多賀町長

➤ 検討スケジュール

○全5回（今年度3回、来年度2回）開催を予定

01 R 6. 9

長期収支公表

公社の概要・歴史
長期収支見通し
他県公社の状況



02 R 6. 11頃

長期経営計画 検証と評価



03 R 7. 2頃

あり方の方向性

公社の状況を踏まえた
公社経営の方向性を
検討



04 R 7. 6頃
分収造林事業
のあり方

今後の分収造林事業
のあり方検討



05 R 7. 8頃
公社経営の
あり方

今後の公社経営の
あり方検討



※ 適宜、市町等へ協議・説明

概要

社名 一般社団法人滋賀県造林公社

事業内容 分収造林事業
林業労働力確保事業

設立 昭和40年
(昭和48年に設立されたびわ湖造林公社
を平成24年に吸収合併し、平成25年に
一般社団法人化)

理事長 三日月 大造 (滋賀県知事)

一般正味財産 125,017,298円 (R5末現在)

社員 滋賀県、兵庫県、県内13市町、
滋賀県森林組合連合会

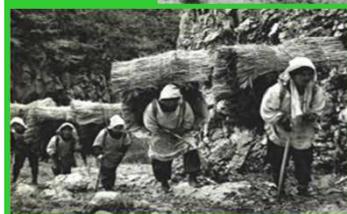
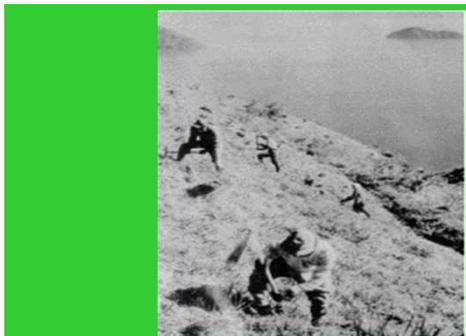


造林公社の歴史

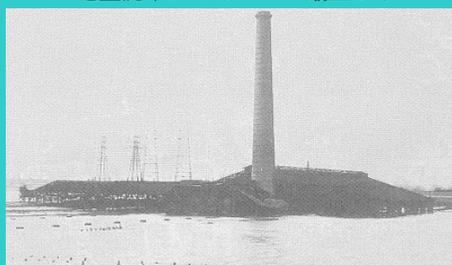


下流の水不足 ～公社設立

- 戦後の経済発展に伴い、水供給を地下水に頼っていた阪神地域で地盤沈下が深刻化
- 県内約2万haに造林を行い琵琶湖の水源涵養機能を高め、琵琶湖から下流自治体への水供給力の強化を図るため、造林公社を設立



地盤沈下によるビルの蹴上がり



地盤沈下により海に沈んだ工場

- 分収造林特別措置法に基づく拡大造林政策
- 分収造林方式により、県内に約2万haの針葉樹林を造成
- 必要な資金は、政府系金融機関、滋賀県、下流団体からの借入により調達



拡大造林



特定調停

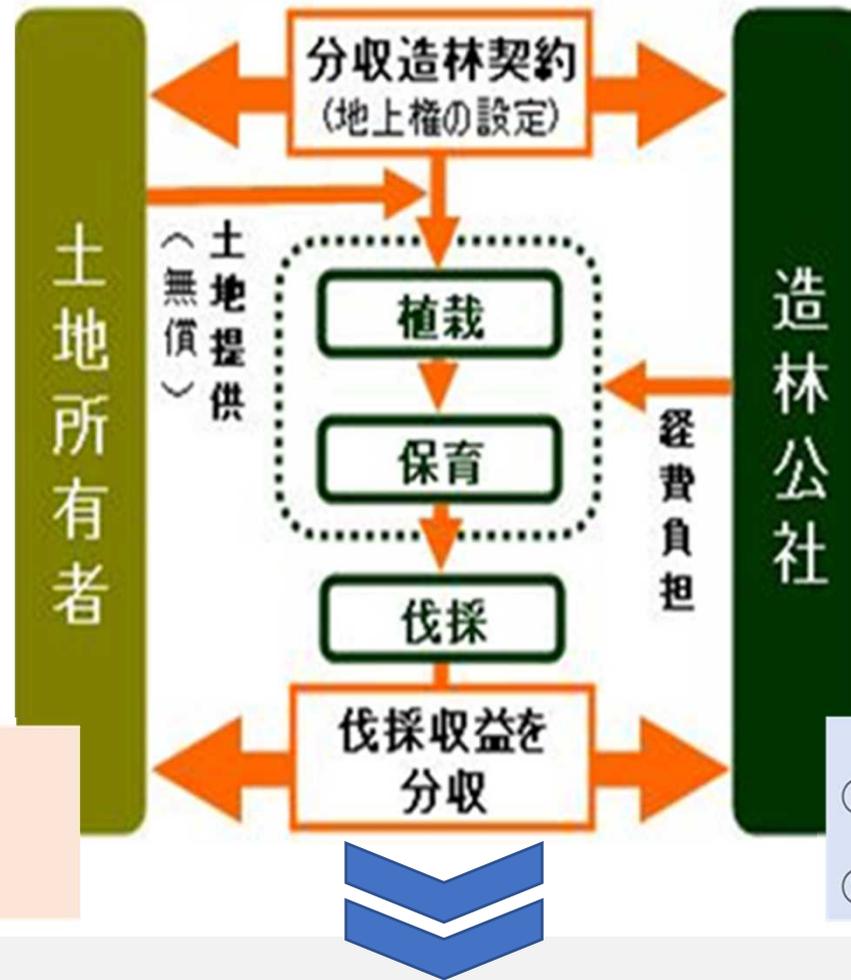
- 木材価格の大幅な低下、労務単価の上昇により林業の採算性が低下
- 予定した伐採収益を得ることができず、債務弁済が行き詰まり、特定調停を申し立て
- 滋賀県、下流団体が合計で956億円を債権放棄することで経営再建



本格伐採開始

- 2015年以降、公社林が伐期を迎えたことで本格的な伐採を開始。
- 2023年までに、計312.3haを伐採し、計69,000m³の木材を搬出

▶ 造林公社の経営状況（分収造林事業の仕組み）



【土地所有者の資産】

- ①資産：地上権付き土地の所有権
立木の共有持分1割
- ②負債：なし

【造林公社の資産】

- ①資産：地上権、立木の共有持分9割
- ②負債：滋賀県186億円、兵庫県2億円

琵琶湖の保全・県の森林政策に大きく貢献



森林の再生



安定的な水供給



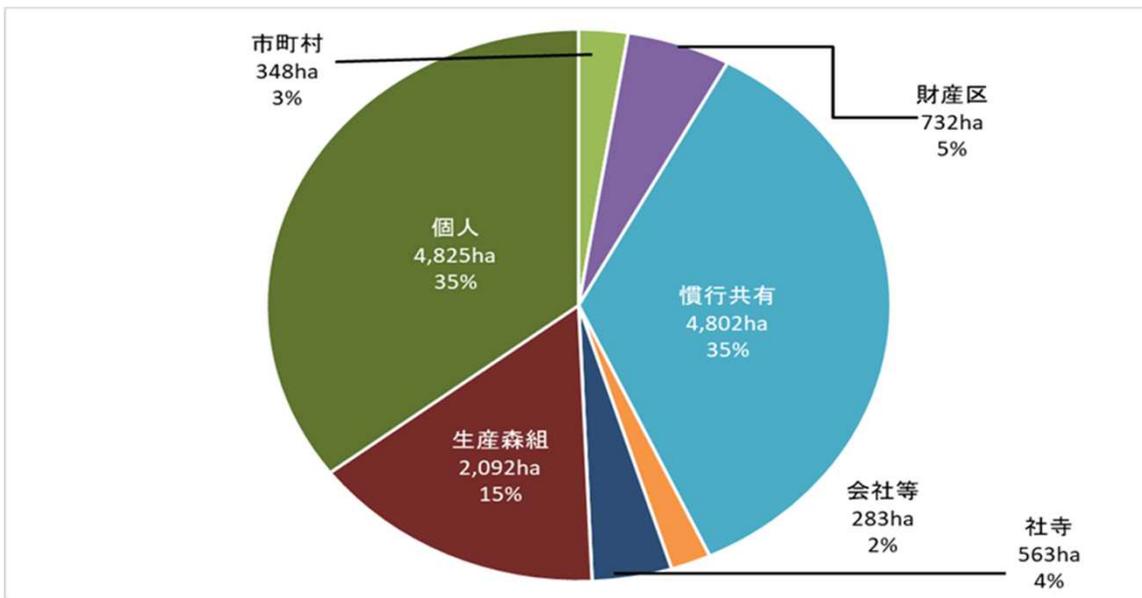
農山村経済の活性化



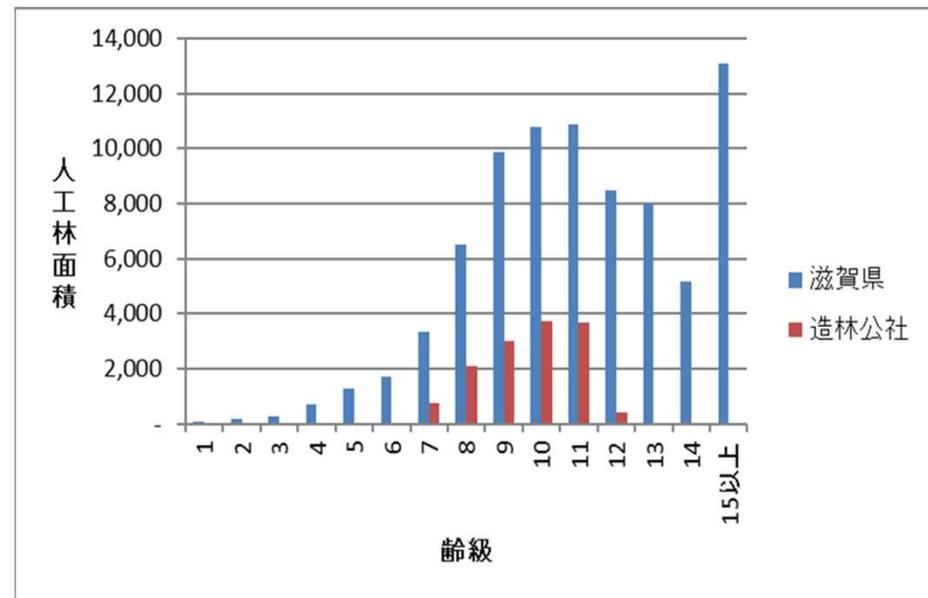
公益的機能の発揮

造林公社の経営状況（分収造林事業の状況）

概要	
契約管理面積	13,539ha
契約件数	2,170件（令和5年度末時点）
契約期間	80年間（30年間の契約延長に応じていただけた場合）
事業期間	1965年～2068年まで（103年間）



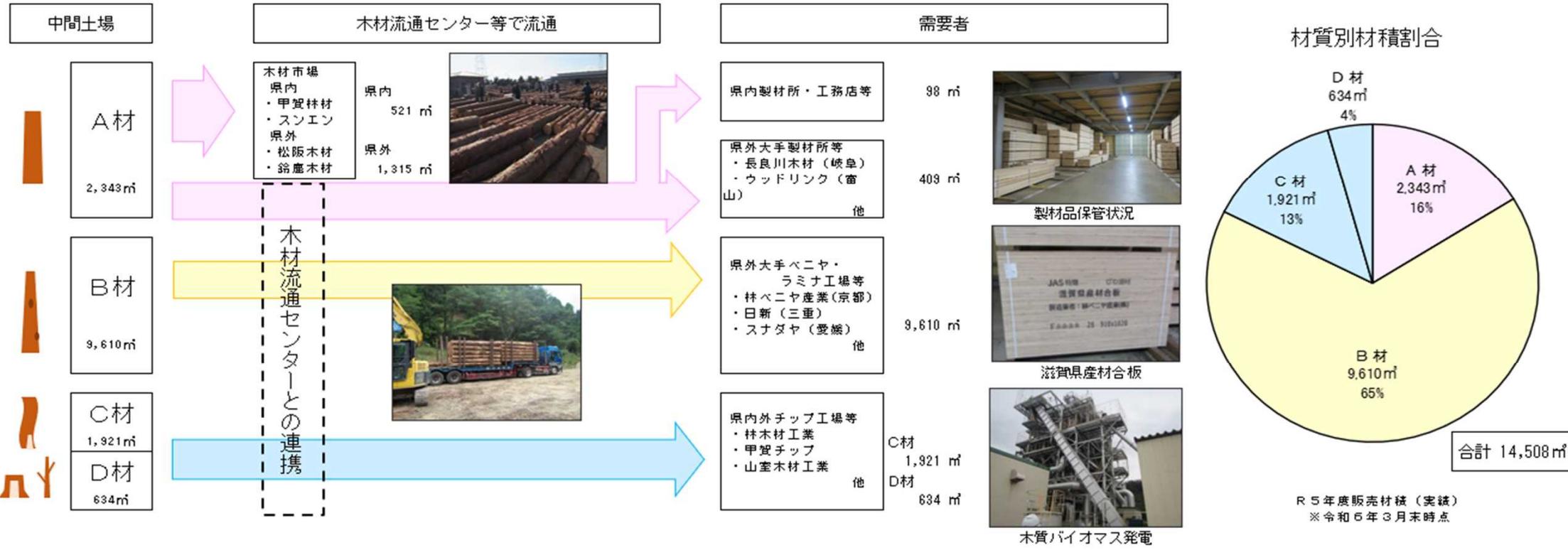
契約地の所有者は、ほとんどが個人で、共有林と個人所有林を合わせて全体の7割になる。



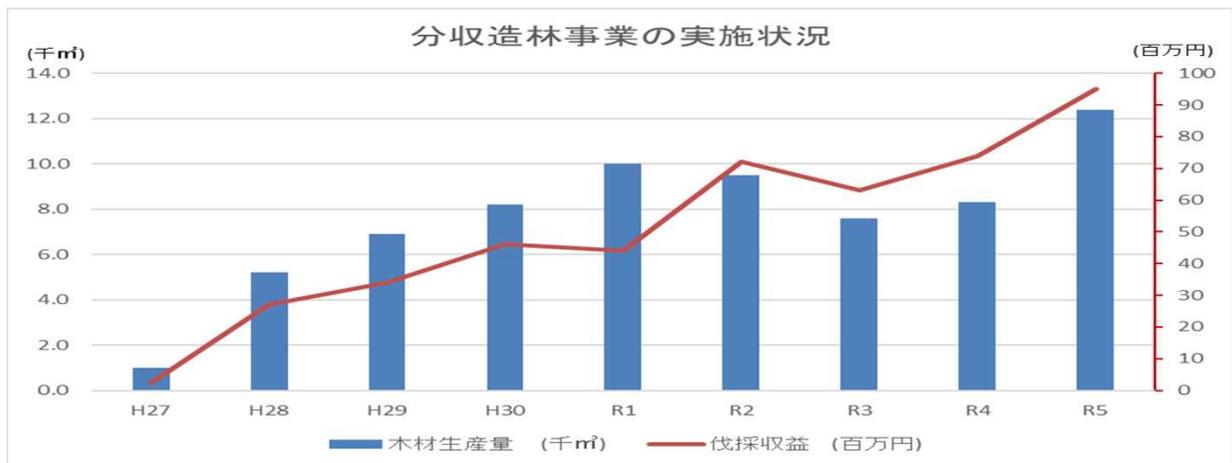
伐期とされる10齢級（46～50年生）以上の森林が約半分を占め、森林資源の充実が進んでいる。

▶ 造林公社の経営状況（分収造林事業の状況）

令和5年度木材流通図



○平成27年の伐採開始以降、順調に木材生産量と伐採収益を増加させている。



造林公社の経営状況（決算状況：R5年度末）

貸借対照表

（単位：億円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2	流動負債	1
固定資産	7 7 2	固定負債	7 7 2
特定資産	3	社員借入金	1 8 4
その他固定資産	7 6 9	分収造林損失引当金	5 8 7
森林資産	7 6 8	上記以外	1
上記以外	1	正味財産	1
資産合計	7 7 4	負債及び正味財産合計	7 7 4

※森林資産

- ・ 林業公社会計基準に基づき、森林整備に要した費用からその森林整備に係る補助金収入を差し引いた価額をもって取得原価とし計上

※分収造林損失引当金

- ・ 平成23年3月に成立した特定調停において見込まれた、分収造林事業に係る損失見込み額（債務免除額）を計上

造林公社の経営状況（債務弁済状況）

○平成27年度の本格伐採開始から現在までに伐採収益により4億5,000万円の債務を弁済

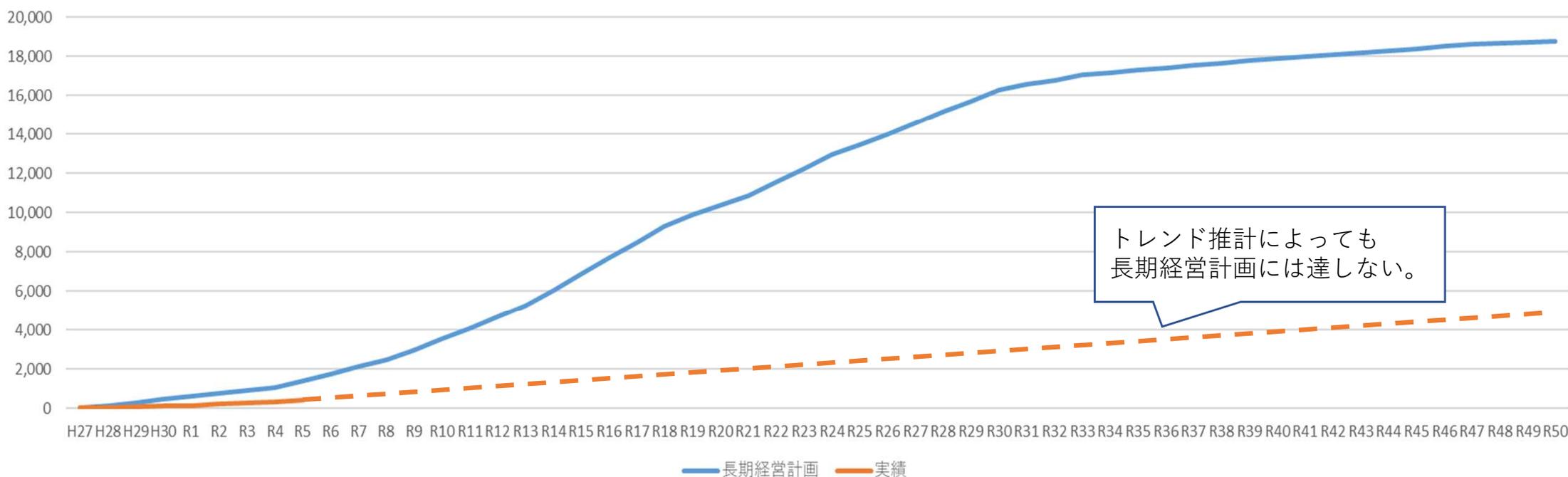
○しかし、長期経営計画で見込む弁済予定額とは大きく乖離している状況

（単位：百万円）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
長期計画	5.6	131.0	165.5	162.8	159.4	158.3	158.7	159.1	341.2	1,441.6
実績	12.2	25.8	31.5	39.1	37.8	64.0	53.3	63.5	122.8	450

計画比
31%

累積償還額の比較



好調な業績の一方で、債務弁済の進捗が長期経営計画から大きく遅れている。

債務全額の弁済可能性に疑問 → 長期収支の試算を実施

▶ 長期収支見通し(試算方法)

- 造林公社のあり方検討を始めるにあたり、造林公社の長期収支見通しを以下の手順で算出
- あくまでも今後も現在と同様の経営を継続する前提で、かつ、現在時点までの事業実績に基づく試算値であることに留意
- 造林公社で試算を行い、県が試算方法を確認している。

①航空レーザー計測による森林解析から
伐採可能な公社事業地の森林資源量を抽出



②これまでの公社の施業実績等を反映し、伐採利用可能材積量を算出



③これまでの公社の事業実績に基づく木材価格、事業費単価、伐採利用可能材積量から長期収支見通しを算出

▶ 長期収支見通し（伐採利用可能材積量の試算）

① 航空レーザ計測による森林解析データから伐採可能な公社事業地の森林資源量を算出

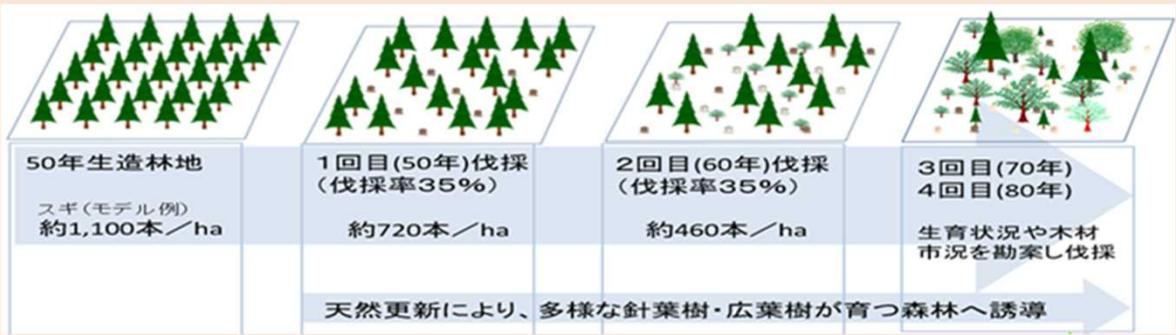
2,198,087 m³

② 森林資源量に、これまでの公社の施業実績を反映

<p>I 施業率</p> <p>（長期計画100%） ➡ 26%</p> <p>事業地の中で、実際に作業道が作設でき、伐採搬出可能な事業地面積の割合</p>	<p>II 利用率</p> <p>（長期計画：70%） ➡ 61%</p> <p>1本の木から木材として利用できる材積量の割合</p>	<p>III 架線集材実施率 +2%</p> <p>車両系集材を中心に行っているため、架線系集材の実施による集材量の増加を一定加算</p>
--	---	--

さらに、今後の下振れリスクを考慮

IV 伐採回数の減少



現在は左図のとおり10年間隔で4回伐採

残存木の状況や広葉樹の生育状況を勘案し、**3回目（70年）の伐採を取りやめ、針広混交林への誘導をさらに促す必要あり**

伐採利用可能材積量：**256,000 m³**（長期経営計画比：**約14%**）

▶ 長期収支見通し(試算結果)

木材価格試算単価

ベストシナリオ (+15%)	11,000円/m ³
現実的な目標 (±0%)	9,600円/m ³
ワーストシナリオ (-15%)	8,200円/m ³

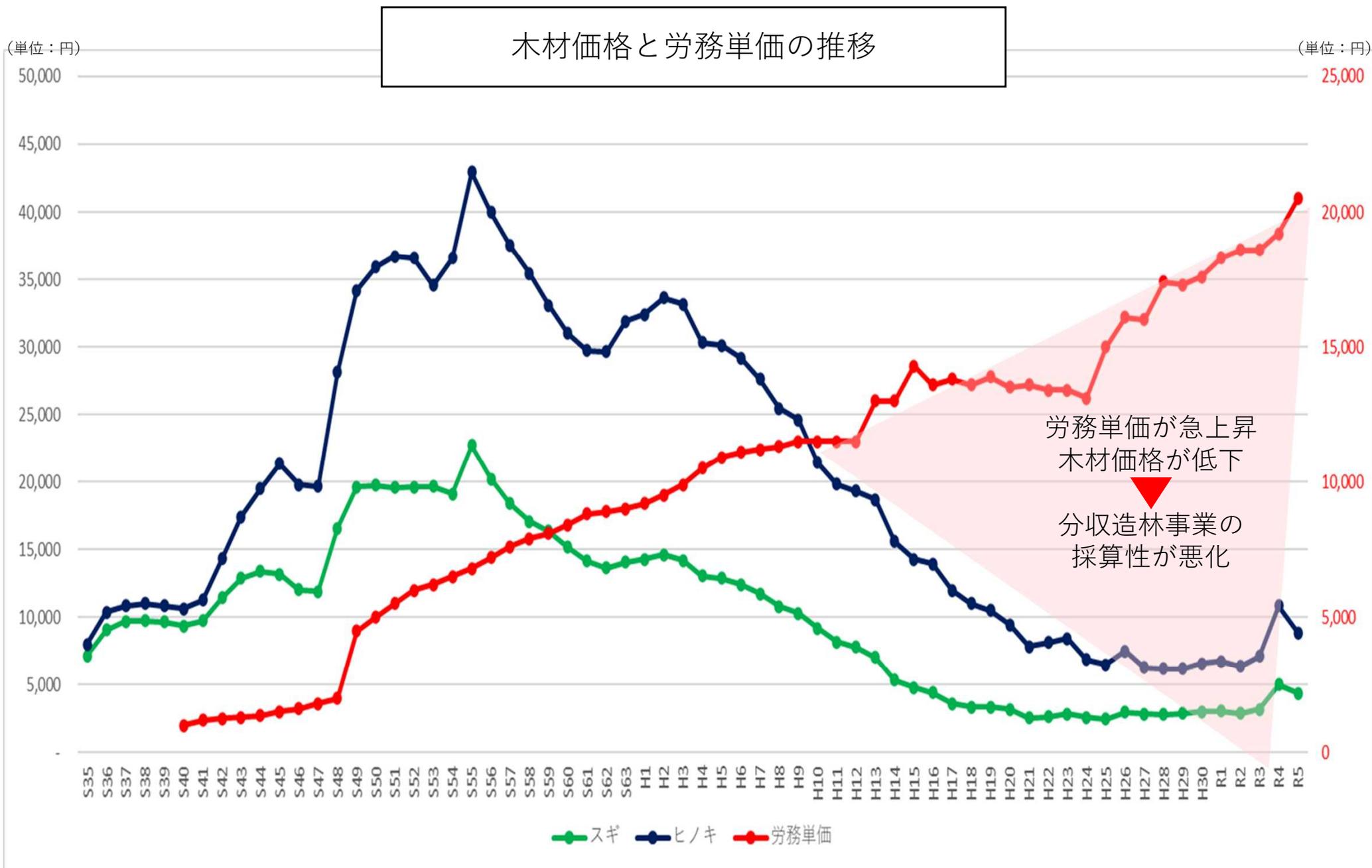
事業コスト試算単価

ベストシナリオ (±0%)	11,500円/m ³
現実的な目標 (±0%)	11,500円/m ³
ワーストシナリオ (+10%)	12,700円/m ³

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
収支差	21億7,000万円	18億1,000万円	11億2,000万円	
収支差から分収交付金等を控除				
債務弁済見込額 (R6~R51)	16億3,000万円	13億7,000万円	8億4,000万円	174億円
~R5弁済実績		4億5,000万円		14億円
経営期間 弁済見込額計	20億8,000万円	18億2,000万円	12億9,000万円	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

★伐採収益を原資に債務を弁済するスキームでは、債務弁済のメドが全く立たない
長期経営計画で定める債務弁済の達成が困難な状況

▶ 長期経営計画との乖離要因（長期収支）



▶ 長期経営計画との乖離要因（材積量）

①成長量の低下（影響度：小）

長期経営計画比約90%

- ・造林不適地（地質、地形、土壌等の条件不利地）における成長量（樹高・直径）の低下

③利用できる材積の減少（影響度：大）

長期経営計画：70% → 実績：61%

- ・成長不足や雪による根曲がり、獣害被害により利用できる部分が減少



- ・伐採回数の減少により、伐採材積量が減少

②架線系集材が実質的に困難（影響度：中）

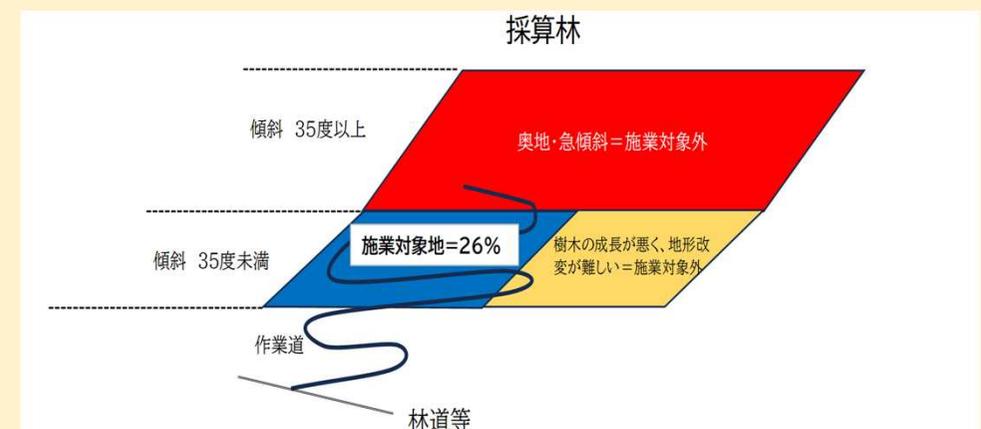
長期経営計画の弁済計画では、架線系集材による抜き伐りを想定

→しかし、国の補助制度の変更等により架線系集材では採算が合わず、車両系集材に切り替え

④搬出間伐可能エリアの縮小（影響度：大）

長期経営計画：100% → 実績：26%

→車両系搬出に切り替えたことで、伐採エリアが縮小



➡ 長期経営計画の検証と評価については次回検討

➤ 今後のあり方検討の方向性

- ★ あらゆる選択肢を排除せず、他府県の事例も参考に公社のあり方検討を進める。
- ★ 琵琶湖に大きな影響を与える重要な奥地水源林である公社林を、歴史的な背景も踏まえ、今後も安定的にかつ持続的に守っていくための新たな方策を未来思考で検討する。

ケース	事例	事例考察
1	経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施	長野県林業公社（H25年度）
		鳥取県造林公社（R1年度）
2	債務整理を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施	宮城県林業公社（H25年度）
3	三セク債を活用して県営林化した後、林業公社を解散	青い森農林振興公社（H18年度）
4	債務整理を行い、事業を他団体に譲渡後、林業公社を解散	群馬県林業公社（H22年度）
5	債務整理を行い、分収林契約を解除し、分収造林事業からの撤退を検討	ひょうご農林機構（R5年度）

事例考察

◎ケース1 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施（長野県林業公社）

森林整備の方向性

第2次長野県林業公社経営改革プラン（平成25年10月策定）

生産目標区分別の森林整備の基本方針(※)

木材生産の主たる目標	植栽木の現況	搬出	森林整備目標
製材(A材)生産を主たる目標	生育良好で根曲がり量が少なく、獣害がほとんどない。	材価が高いため、多少搬出経費がかかっても収益がある可能性がある。	主伐は長伐期とし、保育間伐を適期に実施。過度の搬出間伐で主伐時の本数を減らさない。獣害防除を積極的に実施。
集成材・合板(B材)生産を主たる目標	生育良好でやや根曲がりがあるものの、獣害が少ない。		主伐は長伐期とするが、適期の搬出間伐を積極的に実施。獣害防除は場合によって実施する。
チップ(C材)生産を主たる目標	生育不良だが成立本数は普通。根曲がり、獣害等がやや多い。	材価が安いいため、搬出良好でなければ収益があがらない。	保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。材価によっては主伐の前倒しも検討する。
バイオマス利用材(D材)生産を主たる目標	生育不良で成立本数少なく、根曲がり、獣害が多い。(経営不適地)		保育間伐、獣害防除は基本的に実施しない。搬出が容易な団地に限る。

※ それぞれの契約地ごとの樹種や材の販売先との距離等の条件を勘案し、森林整備目標は適宜検討する。

契約者・管理面積

契約者：3, 391人 管理面積：13, 013ha

債務残高

310億円（公庫債務：91億円、県219億円）

長期収支予測

公社廃止の場合：▲167億円 ・ 公社存続の場合：▲160億円

公社存廃検討結果

林業公社経営専門委員会により、収支差のほか、特別交付税措置や公庫借入金の金利上昇など不確定要素を考慮した県民負担の視点や、プロパー職員がいる公社の方が、契約者に対して最後まで責任が果たせることから、「公社存続」が望ましいとされた。

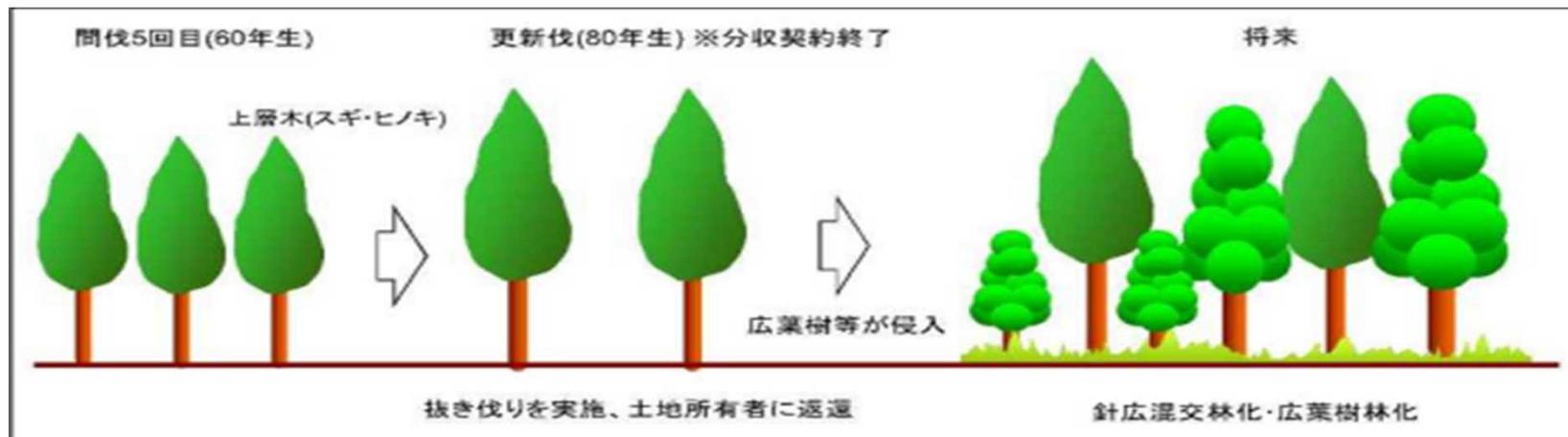
事例考察

◎ケース1 経営改善を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施 (鳥取県造林公社)

森林整備の方向性

経営改革プランH25～R66 (令和元年8月改訂)

- 更新伐の導入による針広混交林化・広葉樹林化を進め、主伐後の再造林放棄地の発生とそれに伴う公益的機能の低下を防止



契約件数・管理面積

契約件数：1,955件 管理面積：15,612ha

債務残高

312億円 (公庫債務：58億円、県254億円)

長期収支予測

+10億円

公社存廃検討方法

鳥取県造林公社経営検討委員会により、公益的機能の維持発展の観点、国による財政支援の活用により県の財政負担が最も少ないことから「公社存続」が望ましいとされた。

事例考察

◎ケース2 債務整理を行い、林業公社が分収造林事業を継続実施（宮城県林業公社）

林業公社改革プラン（平成22年8月） 再建計画（平成25年6月）

契約者・管理面積	契約件数：1, 379件 管理面積：9, 331ha
債務残高	168億円（公庫46億円、県122億円）
森林整備の方向性	－
長期収支予測	▲168億円
債務整理方法	県・公庫を相手とする特定調停により債務整理 ①県が公庫に損失補償契約を履行（三セク債を活用） ②県が公社への貸付金のうち118億円および損失補償にともなう求償権45億円の計163億円を債権放棄 ③公社は、県追加借入金を含め、30年間で県に11億円を返済
公社存廃検討	公社等外郭団体経営評価委員会（H21.9～11）において、このままの状況が続けば、多額の債務が返済不能に陥る可能性が高く、あらゆる手段を用いて経営改革に取り組むよう提言。 不採算林の整理、無利子貸付、利子補給の支援を継続しつつ、「第三セクター等改革推進債」を活用した救済策を検討。

事例考察

◎ケース3 三セク債を活用して県営林化した後、林業公社解散（青い森農林振興公社）

森林整備の方向性

分収造林のあり方検討委員会最終報告書（平成19年3月策定）

- 「県行造林」を「県民環境林」に改称
- 皆伐は実施せず、長伐期化や択伐による複層林や針広混交林への誘導、立木販売収入などを検討



契約者・管理面積

契約件数：1, 263件 管理面積：10, 224ha

債務残高

409億円（公庫206億円、県203億円）

長期収支予測

▲325億円

公社存廃検討方法

あり方検討委員会により、木材価格の推移が不透明、長期間の経営となることから分収造林は収益事業になじまず、県営林化し、県民の財産として維持管理することが妥当との結論になった。

事例考察

◎ケース4 債務整理を行い、事業を他団体に譲渡後、林業公社解散（群馬県林業公社）

林業公社対策特別委員会報告（平成22年12月）

契約件数・管理面積	契約件数：1,492件 管理面積：5,107ha
債務残高	約161億円
森林整備の方向性	－
債務整理方法	①土地所有者との分収造林契約の解約手続きを進め、約3,000haを解約 ②群馬県林業公社が解散を議決後、民事再生法の適用を申請 ③群馬県が三セク債の活用により、公庫債務を損失補償契約の履行により一括弁済、県貸付金とともに債権放棄。 ④解約に至らなかった約2,000haの分収造林契約は、（一社）群馬県森林・緑整備基金に譲渡し、林業公社は解散した。
公社存廃検討	県議会が設置した特別委員会での審議の結果、林業公社は、事実上破綻をきたし、多額の負債は返済の見通しがつかない状況にあり、公社改革に150億円にも及ぶ県民負担が発生することを重く受け止め、県民への説明責任を果たすため、「解散すべきである」との見解が示された。

※群馬県は、分収造林事業の廃止を目指したが、契約解除が困難な分収林を他団体に譲渡した全国唯一の事例

事例考察

◎ケース5

債務整理を行い、分収林契約を解除し、分収造林事業から撤退を検討（ひょうご農林機構）

森林整備の方向性

兵庫県分収造林事業あり方検討委員会報告書（令和6年5月）

- 現行の事業スキームによる分収造林事業の継続は事実上不可能と判断
 - 分収林契約を解除し森林を土地所有者へ返地。市町や森林組合等による管理に切り替え
- 分収林契約の解除を目指すのは群馬県に続き史上2例目

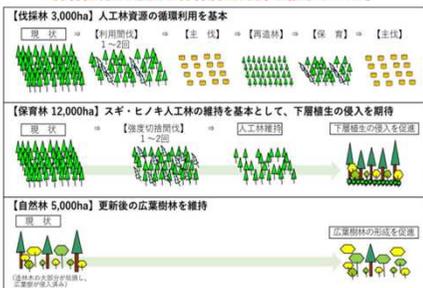
3 報告書の概要

(3) 債務整理後の森林管理 ※報告書P24～25

現行の事業スキームによる分収造林事業の継続は事実上不可能だが、森林の公益的機能の維持は今後も欠かせないため、**公益的見地からの必要最低限の施策に転換**。併せて、**多様な主体による管理を検討**。

①森林区分に応じた森林管理の基本方針案

分収造林契約地内では、県内大災害発生時でも、山腹崩壊等の災害発生が無かったことから、**これまでの森林区分に応じた森林管理方針を継承**すべき。



②各契約地の森林管理の基本方向案

造林木の生育状況や既設路網からの距離等により、「伐採林」「保育林」「自然林」の各区分の森林が混在していることから、**伐採林の有無により大別した上で、各契約地の状況を精査**していくことが肝要である。

ア 伐採林が含まれる契約地

木材生産機能に加え、今後も森林の公益的機能を発揮させるため、**民間活力を活用しながら、保育林や自然林を含めた森林3区分の一体管理**を目指す。

イ 伐採林を含まない契約地

伐採利益が得られないことから、森林の公益的機能を維持するため、**公的管理による必要最低限の施策**を行う。



3 報告書の概要

(3) 債務整理後の森林管理

③想定される新たな森林管理スキーム案

②の基本方向に沿って精査していくと、下表のように類型化されると想定。

なお、**市町に管理主体を委ねる際には、その理解・協力が前提**となるとともに**受け入れやすい環境整備**が必要であること、また、精査を行ってもなお新たな管理主体が見つからない場合も考えられることから、**県の関与も含めた管理体制のあり方については、県において継続して検討する必要がある**ことに留意すべき。

区分	所有者	管理主体	概要	想定財源
I 伐採収益見込める契約地	市町	(1)市町	市町有林は、原則解約し市町管理に移行	一般財源 造林補助金 (森林環境譲与税)
		(2)林業事業者	林業事業者が所有者から森林管理を受託し、森林経営計画(市町認定)に基づき施策実施	造林補助金 伐採収益 所有者委託費
	その他	(3)所有者	所有者自らが、森林経営計画(市町認定)に基づき、林業事業者への請負等により施策実施	造林補助金 伐採収益 自己資金
II 伐採収益見込めない契約地	市町	(1)市町	市町有林は、原則解約し市町管理に移行	一般財源 (森林環境譲与税)
	その他	(2)市町	森林経営管理制度にもとづく市町から林業事業者への委託や市町から林業事業者等への補助により、切捨間伐等を実施	森林環境譲与税

(4) 体制の見直し ※報告書P26

ひょうご農林機構の抜本的見直し案のひとつとして、**①農業部門を分離する分割再編案**と、**②林業部門を分離する県営化(外部委託)案を比較検討**した結果、コスト面の課題から、①の分割再編案が望ましいものと考えられる。ただし、当委員会は、農林機構が担う分収造林事業以外の部門の現状等を評価する立場にはないため、**どのような形で見直しを行うのが望ましいかは、県全体の公社等の見直しの議論も踏まえ、別途検討すべき課題**であることに留意。

契約者・管理面積

契約件数：977件 管理面積：19,397ha

債務残高（R4末）

682億円（公庫288億円、民間金融機関371億円、県23億円）

長期収支予測

▲695億円

▶ 他県林業公社の存廃状況

○他都府県の公社の存廃の状況は以下のとおり。（「★」は第三セクター債活用（10府県））

区 分		内 容	
公社解散	他団体へ事業譲渡 (1県)	群馬県 (H25★) ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率6割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡	
	県営林化	直営で管理 (5県)	岩手県 (H19)、栃木県 (H25★)、神奈川県 (H22★)、山梨県 (H28★)、奈良県 (H28★)
		森林組合へ委託 (8府県)	青森県 (H25★)、茨城県 (H22)、福井県 (H25)、愛知県 (H25★)、京都府 (H26★)、広島県 (H27★)、愛媛県 (S55)、大分県 (H19)
公社存続	公社継続 【債務整理】 (2県)	宮城県 (H25★)、 <u>滋賀県 (H22)</u>	
	公社継続 【経営改善】 (21都県)	秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、長野県、岐阜県、兵庫県(※)、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	

※北海道は森林整備法人の認定取り消し

※千葉県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県（8県）は林業公社を当初から設置していない。

※兵庫県では、現在、分収造林事業のあり方検討が行われている。